

豚熱ワクチンの接種開始について

家畜防疫対策課

豚熱ワクチン接種に関し、本県の「ワクチン接種プログラム」が国に承認されたことを受け、家畜伝染病予防法第6条第1項の規定により、9月19日に知事が豚・いのししの所有者に対してワクチン注射を受けることを命令する告示を行った。これにより、県内の豚熱ワクチン接種を9月27日から開始する。

1 知事命令の内容

- (1) 命 令 日：令和5年9月19日
- (2) 目 的：豚熱の発生予防
- (3) 実施内容：豚熱ワクチンの接種
- (4) 実施区域：県内全域
- (5) 実施期間：令和5年9月27日から当分の間
- (6) 対 象：県内で飼養されているすべての豚・いのしし
(愛玩目的のミニブタ等を含む)

2 今後の対応

(1) 養豚農場へのウイルス侵入防止対策徹底の指導

家畜保健衛生所による立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守徹底について指導する。

(2) 豚熱ワクチン接種による感染防止

家畜防疫員および知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者による対象家畜への豚熱ワクチン接種を行う。ワクチンは、今後必要に応じて複数回接種する。

ワクチン接種後、家畜保健衛生所による免疫付与状況調査を行う。

なお、ワクチン接種時における動物用生物学的製剤（ワクチン）交付手数料（70円／頭・回）及び家畜注射手数料（270円／頭・回）について、初回接種分は免除する。

(3) 野生いのししでの豚熱ウイルス浸潤状況の把握

野生いのししにおける豚熱の浸潤状況を把握するために、野生いのししの捕獲頭数を増やし、感染状況確認検査を強化する。

3 その他

- ・ 県では、養豚農場の管理者等を対象に、ワクチンの接種が認められる登録飼養衛生管理者の養成等を進めている。
- ・ ワクチン接種については、南部九州3県（熊本、宮崎、鹿児島）同時に開始する。
- ・ 豚熱は豚・いのししの感染症であり、人には感染しない。また、今回使用する豚熱ワクチンを接種した豚の肉を食べても、人の健康には影響はない。